

仕様書

1. 概要

- (1) 件名
市立四日市病院で使用する電気
- (2) 場所
三重県四日市市芝田二丁目2番37号
- (3) 業種及び用途
病院

2. 仕様

- (1) 電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電機設備
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準受電電圧 6,000ボルト
 - ウ 標準周波数 60ヘルツ
 - エ 受電方式 1回線受電
 - オ 非常用自家発電設備あり（系統連系なし）
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力 2,400kW
 - イ 予定使用電力量 10,272,147kWh
 - ウ 月別予定最大電力量 別表1のとおり
- (3) 需給開始日、使用期間
 - ア 需給開始日 令和4年4月1日午前0時
 - イ 使用期間 令和4年4月1日午前0時から
令和5年3月31日午後12時まで
- (4) 需給地点
市立四日市病院構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の
電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分岐点
需給地点と同じ
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点と同じ
- (7) 電力量の計量
計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は電力会社が設置し
た計量器に記録された値によるものとする。
- (8) 平均力率
100%
- (9) 燃料調整単価

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する令和3年9月のものとする。なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する令和3年5月のものとする。

(11) 契約単価見直し

増税等、法改正に伴い契約単価に変更が伴う場合、必要に応じて契約単価を見直すものとする。

一般送配電事業者の都合による単価の変更はしないものとする。

(12) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(13) 協議

本仕様書について疑義が生じたとき又は、本仕様書に定めのない事項は必要に応じて、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

別表1：月別予定最大需要電力・予定使用電力量

月	最大電力 (kW)	予定使用 電力量(kWh)	予定使用電力量内訳 (kWh)		
			昼間時間	夜間時間	重負荷時間
4月	1,591	789,613	435,593	354,020	
5月	1,760	825,091	415,124	409,967	
6月	1,850	895,573	540,413	355,160	
7月	2,002	1,006,686	251,673	447,581	307,432
8月	2,030	1,013,850	253,923	448,561	311,366
9月	1,912	898,934	225,725	396,441	276,768
10月	1,678	817,610	489,079	328,531	
11月	1,598	761,177	414,241	346,936	
12月	1,703	828,364	467,544	360,820	
1月	1,796	839,369	444,417	394,952	
2月	1,714	749,891	415,185	334,706	
3月	1,652	845,989	493,114	352,875	
合計		10,272,147	4,846,031	4,530,550	895,566

※「重負荷時間」とは夏季（7月1日から9月30日まで）の午前10時から午後5時までの時間をいう。ただし、別表2（休日など）に定める日の該当する時間帯を除く。

※「昼間時間」とは午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし重負荷および別表（休日など）に定める日の該当する時間帯を除く。

※「夜間時間」とは重負荷および昼間時間以外の時間をいう。

別表2：（休日など）

休日等とは、次の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、2月23日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日および11月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日
令和4年9月23日、令和5年3月21日
- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日
- (5) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日